

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例

平成25年3月29日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準について定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準)

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の10の2に規定する法人又は病床を有する診療所を開設している者であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。次項において同じ。）又はその者が田辺市暴力団排除条例（平成23年田辺市条例第15号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。次項において同じ。）でないものとする。

3 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人であって、その役員が暴力団関係者等でないものとする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等)

第3条 第78条の2の2第1項第1号及び第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに法第78条の2の2第1項第2号及び第78条の4第2項の規定により条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）に定めるところによる。

2 第115条の12の2第1項第1号及び第115条の14第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに法第115条の12の2第1項第2号及び第115条の14第2項の規定により条例で定める指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「介護予防基準省令」という。）に定めるところによる。

(家族等に対するサービス提供の禁止)

第4条 基準省令第3条の25の規定にかかわらず、基準省令第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）は、同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、あらかじめ介護保険の保険者（以下「保険者」という。）の承認を受けた場合を除き、その同居又は別居の家族及び親族である利用者に対する基準省令第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（基準省令第3条の3第2号に規定する随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。

2 前項の規定は、基準省令第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者について準用する。

(災害等発生時の対応)

第5条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、災害等が発生した場合は、可能な範囲

において、利用者の安否の確認及び心身の状況等の把握に努め、その内容を市に報告するとともに、保険者が行う利用者等への支援に協力しなければならない。

- 2 前項の規定は、基準省令第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者、基準省令第37条の2に規定する共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定事業者、基準省令第39条第2項に規定する指定療養通所介護事業者、基準省令第50条第2項に規定する指定認知症対応型通所介護事業者、基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者及び基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者並びに介護予防基準省令第11条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び介護予防基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者について準用する。

(記録の保存期間)

第6条 基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項(基準省令第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(基準省令第169条において準用する場合を含む。)及び第181条第2項並びに介護予防基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、これらの規定にかかわらず、その完結の日から5年間とする。

(指定認知症対応型共同生活介護等に係る対象者)

第7条 基準省令第94条の規定にかかわらず、基準省令第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護は、法第7条第3項に規定する要介護者であつて認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。次項において同じ。)であるもののうち、田辺圏域市町(田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町及びすさみ町をいう。以下同じ。)内において当該共同生活介護を行う事業所が所在する市町(以下この項において「所在市町」という。)が行う介護保険の被保険者である期間が入居予定日までにおいて6月以上であり、かつ、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供するものとする。ただし、所在市町の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 介護予防基準省令第74条の規定にかかわらず、介護予防基準省令第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に規定する要支援2の認定を受け、かつ、認知症である者のうち、田辺圏域市町内において当該共同生活介護を行う事業所が所在する市町(以下この項において「所在市町」という。)が行う介護保険の被保険者である期間が入居予定日までにおいて6月以上であり、かつ、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供するものとする。ただし、所在市町の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(区域外の事業所に係る基準の特例)

第8条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第42条の2第1項本文の指定を受けるため法第78条の2第1項の申請をした事業所が田辺圏域市町の区域外にある場合にあつては、当該事業所が所在する市区町村の条例で定める基準を適用する。法第78条の12において法第70条の2、第71条及び第72条の規定を法第42条第1項本文の指定について準用する場合も、同様とする。

- 2 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第54条の2第1項本文の指定を受けるため法第115条の12第1項の申請をした事業所が田辺圏域市町の区域外にある場合にあつては、当該事業所が所在する市区町村の条例で定める基準を適用する。法第115条の21において法第70条の2の規定を法第54条の2第1項本文の指定について準用する場合も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完結した記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成26年3月31日までの間に、法第78条の2の規定により法第42条の2第1項本文の指定を受けた基準省令第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設に基準省令第132条第1項第1号イの規定を適用する場合には、同号イ中「1人」とあるのは、「4人以下」とする。

附 則（平成27年3月31日条例第20号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第12号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。